

第七回国会 内閣委員会 議 録 第 十 九 号

(七〇九)

昭和二十五年四月十九日(水曜日)

午後一時四十三分開議

出席委員

委員長 鈴木 明良君

理事 江花 静君 理事 小川原政信君

理事 奈良 治二君 理事 鈴木 義男君

飯塚 定輔君 岡西 明貞君

黒沢富次郎君 首藤 新八君

田中不破三君 田淵 光一君

松本 善壽君 山口六郎次君

松岡 駒吉君

出席政府委員

大蔵政務次官 水田三喜男君

農林政務次官 坂本 実君

農林事務官 (大臣官房長) 平川 守君

農林技官 (農業改良局長) 磯辺 秀俊君

海上保安庁長官 大久保武雄君

海上保安庁次長 稻垣 次郎君

労働政務次官 新谷寅三郎君

労働基準監督官 (労働基準局長) 寺本 広作君

中央経済調査 奥村 重正君

委員外の出席者

大蔵事務官

(大臣官房)

(文書課長) 村上 一君

専門員 亀掛川 浩君

専門員 小関 紹夫君

四月十八日

委員大西弘君、尾關義一君、玉置信一君、永田節君、松田鐵蔵君及び風早八十二君辞任につき、その補欠として牧野寛策君、坂本実君、水田三喜男君、田中萬逸君、井上知治君及

び木村榮君が議長の指名で委員に選任された。

同月十九日

委員井上知治君、田中萬逸君、坪川信三君、牧野寛策君及び水田三喜男君辞任につき、その補欠として岡西明貞君、黒澤富次郎君、田中不破三君、田淵光一君及び松本善壽君が議長の指名で委員に選任された。

四月十八日

大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七六号)

恩給及び扶助料の増額並びに国家公務員災害補償法制定に関する諸願(植原悦二郎君紹介)(第二四八七号)

恩給法並びに未復員者給與法改正に関する諸願(青柳一郎君紹介)(第二五五〇号)

傷い恩給改正に関する諸願(山本利壽君紹介)(第二二六二〇号)

同(山口好一君紹介)(第二二六二二号)

の審査を本委員会に付託された。

四月十八日

運輸省設置法一部改正の陳情書東京都港区芝高輪南町三十番地全日本交通運輸労働組合協議会議長加藤閣男外七名(第七八九号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

連合審査会開会に関する件

労働省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一六一号)

海上保安庁法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七六号)

案(内閣提出第一六六号)

経済調査庁法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六七号)

建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七〇号)

農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七一号)

大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七六号)

水産庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六五号(予))

案(内閣提出第一七六号)

○鈴木委員長 これより会議を開きます。

本日はまず昨日日本委員会に付託されました大蔵省設置法の一部を改正する法律案について政府より提案理由の説明を聴取します。大蔵政務次官水田三喜男君。

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「財務部」を「財務局」に、第一節「証券取引委員会(第二十五條、第二十六條)」を「第一節「証券取引委員会(第二十五條、第二十六條)」と改め、同條第五項を次のように改める。

大臣官房調査部に次長一人を置く。

調査部の次長は、部長を助け、部務を整理する。

主計局に次長二人、理財局に次長一人を置く。

條第三十五條(を)(第三十三條の四(第三十五條)に改め、第五章公団(第五十九條)を削る。

第四條中第二十一号を削り、第二十二号を第二十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十二 法令の定めるところに従い、国税庁の所屬職員(協議団及び税務講習所以外の国税庁及び国税局の附屬機關の職員を除く。以下同じ)の職務に關係のある犯罪について捜査を行い、必要な措置をとること。

同條第三十五号を次のように改める。

三十五 外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)並びにこれに基く命令に規定する所掌事務に係る外国為替管理を行うこと。

同條第四十号の次に次の一号を加える。

四十の二 株式の名義書換代理人を登録し、これを監督すること。

第六條第六項中「次長は」を「局長の次長は」に改め、同項を同條第八項とし、同條第五項を次のように改める。

大臣官房調査部に次長一人を置く。

調査部の次長は、部長を助け、部務を整理する。

主計局に次長二人、理財局に次長一人を置く。

第九條第一項第二号を次のように改める。

二 削除

第十條中第十一号及び第十二号を次のように改める。

十一 外国為替相場及び対外取引を行う通貨の指定その他対外決済の方式に関する事務を管理すること。

十二 在外資金(外国為替管理委員會の所掌に屬するものを除く)その他の在外財産を調査及び管理すること。

同條第十四号を次のように改める。

十四 前三号に掲げるものの外、國際收支の調整、外国為替の管理(外国為替及び外国貿易管理法並びにこれに基く命令の規定により他の行政機關の所掌するものを除く)その他國際金融の調整を行うこと。

同條第十八号を次のように改める。

十八 削除

同條第二十二号を次のように改める。

二十二 政府契約に基く支拂の遅延防止に關し、報告の徴取、実地監査及び指示を行うこと。

同條中第二十三号及び第二十四号を削り、第二十五号を第二十三号とする。

第十一條第十一号を次のように改める。

第十一條第十一号を次のように改める。

第十一條第十一号を次のように改める。

第十一條第十一号を次のように改める。

第十一條第十一号を次のように改める。

第十一條第十一号を次のように改める。

第十一條第十一号を次のように改める。

第十一條第十一号を次のように改める。

第十一條第十一号を次のように改める。

第十一條第十一号を次のように改める。

第十一條第十一号を次のように改める。

第十一條第十一号を次のように改める。

第十一條第十一号を次のように改める。

第十一條第十一号を次のように改める。

第十一條第十一号を次のように改める。

第十一條第十一号を次のように改める。

十一 外国政府による不動産の取得又は貸借のための手続を行うこと。

第十三條第一項の表中外国為替管理審議会、政府貸付金処理審議会、

公認会計士試験委員

公認会計士試験及び特別公認会計士試験を行うこと。

財政制度審議会

国の予算、決算及び会計の制度に関する重要な事項について調査審議すること。

資産再評価審議会

大蔵大臣の諮問に応じて、資産再評価に関する重要な事項について調査審議すること。

第十四條中「財務部」を「財務局」に改める。

「第一款 財務部」を「第一款 財務局」に改め、同條第一項中「本省（主税局を除く。）及び証券取引委員会の所掌事務」を「本省、証券取引委員会及び公認会計士管理委員会の所掌事務（第九條第四号から第九号までに掲げるものを除く。）」に改める。

第十六條中「財務部」を「財務局」に改め、同條の表中「東京財務部」を「関東財務局」、「札幌財務部」を「近畿財務局」、「仙台財務部」を「北海道財務局」、「名古屋財務部」を「東北財務局」、「金沢財務部」を「東海財務局」、「広島財務部」を「北陸財務局」、「高松財務部」を「四国財務局」、「福岡財務部」を「北九州財務局」に、「熊本財務部」を「南九州財務局」に改める。

第十七條中「財務部」を「財務局」に改める。

金審議会、投資及び担保証券審査会、戦時喪失国債証券審査会、国有財産調整審議会及び公認会計士審査会の項を削り、

改める。

第十八條第一項中「財務部」を「財務局」に改め、同項の表中「財務部長を「財務局長」に改める。

第十九條中「財務部」を「財務局」に、「財務部支部」を「財務部」に改める。

第二十條第三号を次のように改める。

三 外国為替及び外国貿易管理法により、貨物、支拂手段、貴金屬、証券及び債権を化体する書類の輸出又は輸入の取締を行うこと。

第二十四條中「証券取引委員会」を「証券取引委員会」に改める。

第二十五條を次のように改める。

第二十五條 証券取引委員会は、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の目的を達成するために

必要な行政事務を行うことを主たる任務とする。

（組織、権限及び所掌事務）

第二十五條の二 証券取引委員会の組織、権限及び所掌事務は、証券取引法の定めるところによる。

前項に定めるものの外、証券取引委員会は、第四條第一号から第十二号まで（その所掌事務に関するものに限る。）及び第四十号の二に掲げる権限を行使し、これらの規定に規定する事務をつかさどる。

第三章第一節の次に次の一節を加える。

第一節の二 公認会計士管理委員会

任務

第二十六條の二 公認会計士管理委員会は、公認会計士法（昭和二十三年法律第三十三号）の目的を達成するために必要な行政事務を行うことを主たる任務とする。

（組織、権限及び所掌事務）

第二十六條の三 公認会計士管理委員会の組織、権限及び所掌事務は、公認会計士法の定めるところによる。

前項に定めるものの外、公認会計士管理委員会は、第四條第一号から第十二号まで（その所掌事務に関するものに限る。）に掲げる権限を行使し、これらの規定に規定する事務をつかさどる。

（附屬機関）

第二十六條の四 公認会計士管理委員会に、公認会計士試験審査会を置く。

2 公認会計士試験審査会は、公認

会計士試験及び特別公認会計士試験を行う機関とする。

3 公認会計士試験審査会の組織及び所掌事務については、公認会計士法の定めるところによる。

第三十條第七号の次に次の一号を加える。

七の二 国税庁の所屬職員についてその職務上必要な監察を行い、法令の定めるところに従い、第三十三條の三第一項に掲げる犯罪に関する捜査を行い、必要な措置をとること。

第三十一條第三号を削る。

第三十三條の次に次の二條を加える。

（国税庁監察官）

第三十三條の二 第三十條第七号の二に掲げる事務を行わせるため、国税庁に国税庁監察官六十人以上以内を置く。

2 国税庁監察官は、国税庁の職員のうちから、国税庁長官が命ずる。

3 国税庁監察官は、第一項の規定による職務以外の職務を行つてはならない。

（国税庁監察官の行う捜査）

第三十三條の三 国税庁監察官は、左に掲げる犯罪があると思料するときは、犯人及び証人を捜査するものとする。

一 国税庁の所屬職員がしたその職務に関する犯罪

二 国税庁の所屬職員がその職務を行う際にした犯罪

三 前二号に掲げる犯罪の共犯

四 国税庁の所屬職員に対する刑法（明治四十年法律第四十五号）

第二百九十八條の犯罪

2 前項の捜査については、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）の規定を適用する。但し、逮捕、差押、搜索、検証及び検視並びに同法第二百二十四條第一項及び第二百二十五條第二項の規定による請求は、することができない。

3 前項但書の規定は、刑事訴訟法第二百十三條の規定の適用を妨げるものではない。

4 第二項の場合において、刑事訴訟法第九十三條、第九十四條、第九十六條、第九十八條第一項、第二百一十一條、第二百一十二條第一項、第二百一十一條に關する部分に限る。第二百一十三條第一項、第二百一十七條第一項、第二百六十八條第二項、第四百三十三條第二項（領置に關する部分に限る。）及び第四百三十五條第七号中「司法警察職員又は同法第二十條第六号、第二十九條第二項、第二百四十一條及び第二百四十六條中「司法警察職員」とあるのは、それぞれ「国税庁監察官」と読み替へるものとする。

5 檢察官、都道府県公安委員会、市町村公安委員会、特別区公安委員会及び司法警察職員と国税庁監察官とは、第一項に掲げる犯罪の捜査に關し、互に協力しなければならない。

6 第一項から第四項までの規定は、第一項に掲げる犯罪を積極的に捜査すべき司法警察職員の責務を軽減するものではない。

7 国税庁監察官は、その職務を行

うにあつては、身分を証明する
証票を携帯し、関係人の請求があ
るときは、これを示さなければな
らない。

第三章第二節第三款中第三十四條
の前に次の一條を加える。

(国税庁協議団)

第三十三條の四 国税庁に国税庁協
議団を置く。

2 国税庁協議団は、国税庁長官に
対する内国税に関する審査の請求
について、所得税法昭和二十二

年法律第二十七号その他の法律
(法律に基く命令を含む。)に規定
する協議を行つて機関とする。

3 国税庁協議団の所掌事務の細目
及び組織は、政令で定める。

第三十四條第一項中「第三十五條
に規定する附屬機関の外」を削り、
同條第四項中「内部組織を」組織に
改める。

第三十五條第一項の表中中央株式
等評価審議会及び戦時補償特別税審
査会の項を削り、

基準地区調査会

国税庁長官の諮問に於て、臨時地
格修正法 昭和二十四年法律第八十五号)
第三條第一項に規定する基準地区に関する
事項について調査すること。

全国資産再評価
調査会

国税庁長官の諮問に於て、資産再評価法
(昭和二十五年法律第 号)による再評
価額又は再評価税額等に関する審査の請求
その他の重要な事項について調査審議する
こと。

第三十八條第一項中「経理部」を
徴収部に改め、同條の次に次の一條
を加える。

(国税局協議団)

第三十八條の二 国税局に国税局協
議団を置く。

2 国税局協議団は、国税局長に対
する内国税に関する審査の請求に
ついて、所得税法その他の法律

地方宅地賃貸価
格調査会

国税局長の諮問に於て、臨時宅地賃貸
格修正法第七條第一項に規定する事項を調
査すること。

地方資産再評価
調査会

国税局長の諮問に於て、資産再評価法に
よる再評価額又は再評価税額等に関する審
査の請求その他の重要な事項について調査
審議すること。

第四十一條第一項の表中増加所得
税調査会及び宅地賃貸価格調査会の
項を削る。

第四十八條中「支庁を」造幣局に
改める。
第五章を削る。

附則

1 この法律は、公布の日から施行
する。

2 財政法 昭和二十二年法律第三
十四号の一部を次のように改正
する。

附則第六條の次に次の一條を加え
る。

第七條 国の予算、決算及び会計
の制度に関する重要な事項を調
査審議させるため、大蔵省に財
政制度審議会を置く。

2 審議会は、大蔵事務次官及び
委員十二人以内で組織する。

3 大蔵事務次官は、審議会の会
長として、会務を総理する。

4 審議会の委員は、関係行政機
関の職員及び学識又は経験のあ
る者のうちから大蔵大臣が任命
する。

5 審議会の委員は、非常勤とす
る。

3 証券取引法の一部を次のように
改正する。

第一百七十一條中第二項を第四項
とし、第一項の次に次の二項を加
える。

組織
第四十六條の三 公認会計士試験審
査会は、会長一人及び部長四人を
もつて組織する。

2 公認会計士試験審査会を、第一
部、第二部、第三部及び第四部の
各部に分ける。

3 第一部においては第一次試験、
第二部においては第二次試験、第
三部においては第三次試験、第四
部においては特別公認会計士試験
(第五十七條の二の規定による受
験者の第五十七條第二項各号に掲
げる職にあつた年数のしんしやく
を含む。)の執行に関する事務をつ
かさとする。

(会長
第四十六條の四 会長は、公認会計
士管理委員会委員長をもつて充て
る。

2 会長は、部長及び試験委員を監
督し、各試験の執行に関する事務
を総理する。但し、試験問題の作
成及び採点には関與しない。

3 会長に故障がある場合には、第
四十二條第三項の規定により公認
会計士管理委員会委員長を代理す
る者が、会長の職務を代理する。

(部長
第四十六條の五 部長は、会長の指
定するところにより、公認会計士
管理委員会委員をもつて充て
る。

2 部長は、各部における各試験の
執行に関する事務試験問題の作
成及び採点に関するものを含む。
を掌理する。

(試験委員
第四十六條の六 公認会計士管理委

員会委員長は、公認会計士試験及び特別公認会計士試験の問題の作成及び採点を行わせるため、各試験を行うに必要の学識経験を有する者のうちから、試験の執行ごとに、公認会計士管理委員会の推薦に基づき、試験委員を任命する。

2 各部における試験委員の数は、第一部六人以内、第二部十四人以内、第三部六人以内、第四部十二人以内とし、公認会計士管理委員会の推薦に基づき、公認会計士管理委員会委員長が定める。

3 試験委員は、試験問題の作成及び採点について部長を助ける。
(会長等の勤務)

第四十六條の七 会長、部長及び試験委員は、非常勤とする。

第五十八條中「公認会計士試験委員」を「公認会計士試験審査会」に改める。

5 賠償庁臨時設置法昭和二十三年法律第三号の一部を次のように改正する。

第八條第二項中「財務部」を「財務局」に、「財務部長」を「財務局長」に改める。

6 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の大蔵省の項中「証券取引委員会」を「証券取引委員会管理委員会」に改め、「酒類配給公団」を創る。

7 政府貸付金処理に関する法律(昭和十年法律第二十五号)の一部

を次のように改正する。

第一項中「政府貸付金処理審議会」を「議院」及び第二項を削る。

8 会計法(昭和二十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

附則第六條を削る。

9 戦時補償特別措置法(昭和二十一年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第十二條第一項中「戦時補償特別審査会」の諮問を経て「及び同條第三項を削る。

10 財産税法(昭和二十一年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第二十六條第三項中「不動産評価審議会」に諮問して「及び同條第五項を削る。

第三十條第四項中「株式等評價審議会」に諮問して「及び同條第六項を削る。

11 増加所得税法(昭和二十一年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項及び第二項中「増加所得税調査会」に諮問して「並びに同條第三項及び第四項を削る。

第十條中「第三十六條第四項」及び「第六十六條」を削る。

第十三條を次のように改める。

12 この法律施行前にした行為に対しては、改正前の増加所得税法第十三條の規定は、なお効力を有する。

正する。

附則第十三條中「第三十六條第四項」及び「第六十六條」を削る。

14 臨時宅地貸賃価格修正法(昭和二十四年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第三條の見出し中「及び基準地区調査会」を削り、同條第二項から第七項までを削る。

第七條を次のように改める。

第七條 削除

第十八條中「調査若しくは審査の事務に従事し、又は基準地区調査会、地方地質貸賃価格調査会若しくは宅地貸賃価格調査会の議事に参加した者が、その調査、審査又は議事を調査又は審査の事務に従事した者が、その調査又は審査に改める。

15 この法律施行前にした行為に対しては、改正前の臨時宅地貸賃価格修正法第十八條の規定は、なお効力を有する。

16 戦時喪失無記名国債証券措置法(昭和十九年法律第十七号)は、廃止する。

17 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、旧戦時喪失無記名国債証券措置法の規定は、なおその効力を有する。

18 国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十七條を次のように改める。

第三十二條第一項中「各省各庁は」を「衆議院、参議院、内閣、

總理府、法務府、各省、最高裁判所及び会計検査院以下各省各庁という)は、に改める。

19 特定財産管理令(昭和二十一年勅令第二百八十六号)の一部を次のように改正する。

第七條中「財務部」を「財務局」に改める。

20 閉鎖機關令(昭和二十二年勅令第七十四号)の一部を次のように改正する。

第二十五條中「財務部」を「財務局」に改める。

21 外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令(昭和二十四年政令第三百十一号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項中「財務部長」を「財務局長」に改める。

22 貸金業等の取締に関する法律(昭和二十四年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第十七條中「財務部長」を「財務局長」に、「財務部の支部長」を「財務部長」に改める。

○水田政府委員 ただいま議題となりました、大蔵省設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明いたします。

昨年六月一日に、国家行政組織法が施行されたのに伴ひまして、大蔵省の組織とその所掌事務の範囲、及び権限を定める大蔵省設置法が制定、施行されたのでありますが、その後の諸情勢の推移に伴ひまして、大蔵省の機構等につきまして若干の改正を加える必要がありまゝです。本法律案を提案いたしました次第であります。

本法案の内容であります。先ず本省関係から主要な改正点を申し上げますと、その第一は、外国為替及び外国貿易管理法並びに株式名義書きかえに関する法律等の制定に伴ひまして、所掌事務に関する関係條項について整理を行つたこととあります。

その第二といつたしましては、終戦処理費、及び賠償施設処理費等の経理に関する事務の特別調達庁または賠償庁への移管、並びに土地台帳及び家屋台帳に関する事務の法務府への移管のため、理財局、主税局等の所掌事務からこれらの事務の關係條項を削除いたしましたところとあります。

その第三は、地方における財務行政の円滑な遂行をはかるため、財務部を財務局と改称することに伴ひて改正等がその主要なものであります。

次に外局の關係について申し上げますと、先ず国税庁關係であります。その主要なものは、今回の税法の改正に伴ひまして、内国税に関する審査の請求についての協議機關といたしまして、国税庁及び国税局に協議團を設置いたしましたこと、並びに国税庁監察官に、国税庁に所屬いたします職員に職務に關係のある犯罪を捜査させるため必要な規定を設け、職務の厳正を期することとしたこと等とあります。

次に公認会計士法の改正等に即応いたしまして、新たに外局として公認会計士管理委員会を設置いたしましたこと、並びに証券取引委員会、及び証券取引委員会管理委員会に株式の名義書きかえ代理人の登録事務を加えましたこと等がその主要なものであります。

なお、大蔵省の付屬機關であります各種の審議会につきましては、昨年末

○江花委員　そうしますと、監察の衝に當る職員が司法警察職員としての職権を行うというような改正ではないのですね。

いうものは、警察官吏はおもに経済統制に關し、また税務官吏は税の徴收に關して、國民の痛いところを、一番重大な関心を持つておる大切なことを扱つておる職務であります。ことに戰後役人の紀律が弛緩し、また素質とか訓練とかいうものも十分に行かないために、またそういう重大なものを扱う場合にいろいろ／＼な謗謔があつたり、間違ひがあつたしておることはまことに遺憾なことでありますが、ただこれを矯正する方法として、ただちに司法警察

○村上説明員　ただいまの御質問でございますが、まことにごもつとも存じます。率直に申しまして、私どもこの法律案の起案に際しまして、いろいろそういう観点から慎重に実は検討いたしましたのであります。問題は国税庁の職員そのものの紀律の取締りでございますが、ただいまの御説にごさいますように、できることならばかような権限措置をいたしませんで、何とか取締り、紀律の効果を上げたいというのがもちろん私どもの念願でございます。

含んでいないので、そういうような点もいろいろ考慮しました結果、さしあたりとしてはかような措置をとりまして、職員の紀律についてなお一層徹底を期したいということが原案の趣旨でございます。なお申添えますと、この点につきましては関係方面からも相当強い要望があつた問題であります。

○江花委員　なお私もよく考えさしていただきますけれども、まず第一に私この案について疑問に思いますのは、同じ地位、系列の中にある職員相互間

すが、司法警察権の職務を行うのに強制力を加えないでやることは、これは法律をつくればできることであります。が、ちよつとかたわの司法警察権である。そうでなくてただ任意的にやるものであるならば、当然上司の監督の作用あるいは任免黜陟の権限を上手に利用しさえすれば、できるのであります。そしてまたそれ以上わからぬことは、警察もあることであるから、そういう面で作ることにすればよい。部下をしようちゆう被告扱いにしているこ

とは、私今のところ納得できないのでありますが、この程度で今日は御説明を伺ったことにします。

○鈴木委員 他に御質疑はありませんか。御質疑があれば、この際お諮りしたいことがあります。本案について大蔵委員会より連合審査会を開きたい旨の申入れがありますので、大蔵委員会と連合審査会を開きたいと存じますが、御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○鈴木委員 御異議がなければさようとりはからいます。なお大蔵委員会との連合審査会は明日午後一時より開会いたしたいと存じますから、さよう御了承願います。

○鈴木委員 次に労働省設置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑はありませんか。御質疑なければ討論に入りますが、討論はいかがいたしましょう。

〔省略と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員 それでは討論を省略いたします。これより採決に入りますが、本案に賛成の方の御起立をお願いします。

〔議員起立〕

○鈴木委員 起立議員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。この法案について、欠席されております共產党の木村栄君より反対の旨の申出があります。この旨を御報告いたしていただきます。

○鈴木委員 次に農林省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑はありませんか。

○小川委員 この農林省の案の中で肥料検査所を仙合に置くのですが、仙

合に置かれるという理由を簡單でようございませうから、聞かせていただきたい。これは政務次官でなくてほかの方でもけっこうです。

○平川委員 肥料取締法を施行いたしまして、肥料の取締りを強化するという趣旨でございますので、従来大蔵省には検査所を設けられておりましたが、東北地区だけなかつたわけでありまして、ここにこの辺には相當に生産もありますので、ここに一箇所増設いたして取締りを強化したいという趣旨でございます。

○小川委員 これは日本全国で仙合地方だけでございませうか。

○平川委員 ただいま札幌、東京、名古屋、神戸、福岡と、大体各地帯に一箇所ずつ設けられてあるわけでありまして、東北地帯だけが抜けておるわけでありまして。

○小川委員 特殊のものの研究ですか、一般ですか、妙なことをお尋ねするやうでありますけれども、肥料の効果というものは、気温の高い所は十分に効果を上げることができるところが気温の低い所に行くと、肥料というものには自分で思つたような効果が上らない。作物と土壌との関係から見まして、仙合に置くという理由は、これを増設される上において、どういふやうな関係で、そういうことになるのでありますか。われわれの考えはもう少し考

え方が別にあるのです。肥料というものを最も有効的に取扱うのには、東北地方以外にいい所があると私は考えておるのであります。行政を中心とした考えから肥料の考え方をなさるか、その辺がはつきりいたしません。どうか農民に対し、最も適切な肥料とい

うものが科学的に増産できるという論拠から、その場所をお示し願いたい。

○平川委員 ただいまのお話は、むしろ肥料の施用に関するいろいろの試験等については、お話のようなことであると思ふますが、検査所は生産せられた化学肥料の品質等を検定いたしまして、悪質のものが流通しないやうにという趣旨のものでありますから、主として生産せられる地帯において、各工場においての検査をいたすという意味でございまして、そのあとの実際に施用いたします上の関係は、また別途の試験場等において行われるのであります。

○小川委員 私どもは検査所ですから、それは承知しておるのですが、どうも機械の方から申しますと、あまりに一方的であつて、検査するものは検査するだけ、試験するものは試験するだけ、なるほどどういふ風に科学的にはなるであらうけれども、効果を上らしめるといふことは、検査をすると同時に試験をするというやうな方法でなければいかぬ。こう考えておるのですが、今日の民主政治、すなわち民主産業というものの中に、特別に昔のやうな古い考えでやられようというのですか。そこが大分距離があるのですが、それはどういふものですか、その点を伺いたい。

○平川委員 ただいまのお話、まことにごもっともであります。相なるべくはそういう両者の関連のあるやうな地帯を選びたいわけでありまして、一面最も生産の上つております地帯に設けまうことが、検査の事務上非常に便宜であるのです。東北地帯に相當の生産量もありますので、その各工場等

の関連も考えまして一箇所仙合に設けたいという意味であります。

○小川委員 次に御覧したいことがあるのです。この地方の作物報告所から盛んに人員をふやせといつて、書類が職員から来ておるのです。これは何か役人の中で運動が起つたのですか。それともその地方が必要なんですか。文面を見ると、何か指示があつたやうにも見えるのですが、これはどういふのでしよう。報告所が非常に人員が足りないから、ふやしてくれといふのが盛んに来るのです。この実情はどういうことになつておりますか。われわれは歩いて見ますと、むしろ報告所をつぶしてくれという陳情が盛んに来る。報告所をつぶすのはどういふわけかと聞くと、町村でやつたのと、農林省でやつたのとえらい食い違ひがある。ところが供出などになると非常に迷惑しごうなんです。どつちがほんとのものか、どつちが正しいのか、ちよつと見当がつかぬのです。それでほんとうの実情をよく話して、民衆のじやまにならぬやうに、なるべく民衆の便宜になるやうに、民主政治ですから、民衆を主体にしなければいけない。役人には古い考え方の人はないと思ひます。大学を卒業されてつづなればかりです。農家の人たちは古い頭を持つております。この人方を誘致して、ほんとうに民主農業というものを確立して行くようにしてもらいたいと思ひます。書面を見ると、そういうものがあるやうです。その辺の実態を知らせていただきたい。

○平川委員 作物報告事務所は、ことに終戦の食糧事情の逼迫に伴いま

して、供出の問題がやかましくなりま

すとともに、その生産数量のきき得るだけ科学的な調査をいたしまして、それを基礎として正しい供出をすることにしたいといふことの一つのねらいでありまして、そのために、生産者の立場から申しますと、生産者としてはどうか生産量を低く見積る傾向があるわけでありまして、それに対して作物報告事務所の報告は、過大であるといつたやうな非難が生産者からは起りますのであります。それらにつきましては、指導方針をいたしまして、できる限り正確な報告をとるというを生

命をいたしておるわけでありまして、しかしながらもとよりこの報告につきましては、地元の農民の方々の十分の協力を得なければならぬわけでありまして、そういう点につきましては十分に指示をいたしておるわけでありまして、が、末端におきましてお話のごとき非難が往々にしてあるといふことは言ひ得るわけでありまして、できるだけ注意をいたしてゐるわけでありまして。

なお増員を要求せられるという問題につきましては、作物報告事務所が終戦後急速に拡大せられた関係上、しかも仕事の方は非常に急速に精密化を要求せられた関係上、実際末端の事務所員をいたしまして、かなり過重な仕事を背負つておるわけでありまして、ただいま申しましたやうな事情で、仕事そのものが非常にむづかしいところに、しかも非常に人員が一箇村に一人もまわらないといふ程度でございまして、しかもその報告が非常に重要性を持ちます関係上、職務が非常につらいのであります。ことに時期的

六

に非常に忙しいときもあるわけであり
ます。肉体的にも非常に過重な労働に
なるということからいたしましては、
少しでも増員をしてもらつて、時間外
に非常に働かなければならぬといつた
ような状態を緩和してもらいたいとい
う要求があるわけでありまして、しか
しながら古い事務所と違ひまして新設で
ありますために、なか／＼思うにまか
せないといふことから、そういう要望
が出ておることと存じます。何か特殊
な指令とかいふようなことは聞いてお
らないのでございますが、私どもの方
にもしば／＼そういう陳情はございま
すので、そういう意味から来ておるも
のと存じます。

○小川原委員 大体よくわかりました
が、今のお話を承りますと、たいへん
人が足らぬといふことであります。こ
こへ参つたものを見ますと、相当おる
のです。その上に人をふやせ、こうい
うのであります。決して私は八時間労働
が不足だ、そういう意味をもつて言
うのではございませんが、農家が非常に
困つておるのです。農家の方では毎日
星をいただいて出て、月を踏んで帰る
というようにやるのですが、お役人さ
んの方では、朝ふらりと出て、晩早く
帰る。そしておいしきりに人員のこ
とを言う。それよりか役場にまかせて
おけば、非常に役場の方はよくやつて
おる。こういう陳情があるわけでは
ない。役人の立場から言へば、人をふやすと
いふことはむりからぬことであるが、
ほんとうの事情といたしましては、わ
れわれが見ましても、もつと人が少く
て精密なものができる、こういうふう
に考えられるのです。それで町村長
が出て来て話を聞きますと、もつと減

されませんか。いや、役場も困るので
す。ああいうふうな役場は一産県命に
やるが、お役人さんだけは遊んでおる
というふうな形になる。どうにもなら
ぬ。こういうことを言うのです。それ
はわれ／＼から考えると、折衷した考
え方を持たなければ、偏してはいかぬ
と思うのです。それでこれは廃止した
といふ者が相当おるのですが、あな
た方ではふやさなければならぬといふ
今のお話ですが、今年の予算では一体
日本全国にこういう人員をどのくらい
おふやしになるのですか、ひとつお話
を聞かしていただきたい。

○平川政府委員 役場の方でやりたい
という御希望も地方にはあるかと思
いますが、先ほど申し上げましたよう
な事情で、作物の収穫の報告というよ
うなもの正確を期しますためには、地
元とある程度独立した国家機関が直接
に調査する必要があるといふことか
ら、独立の機関になつておるわけであ
りまして、しかも仕事の方は非常にそ
の結果が大きな意味を持つものであり
ますだけに、非常に精密を要求せられ
ますので、実際に大して働いておられ
ますというふうなお話もあつたようでござ
いますけれども、私どもの見ますところ
では、少くとも一般の役所といたし
ましては、過重な労働になつておるよ
うでございまして、かなり作物報告事
務所において病人等も出ておるのでご
ざいます。なおこの作物報告事務所に
対しましては、精密な統計の要求がい
ろいろ追加せられて参りまして、事
務は非常に多くなつておるのでござ
います。現在二十四年度におきまして
は、全国に約二万五千名を配置してお
りますが、新しく二十五年度において

は、農作物の被害に関する調査であり
ますとか、あるいは水産の方の漁獲高
の調査でありますとか、そういうもの
までも事務分量としてふえて参つてお
るのであります。しかもそれに対しま
しては、漁獲高調査の所要人員五百名
程度のもので、増員を中止して、現在
員でまかなつて参るといふようなこと
に相なつておりますので、なか／＼仕
事は必ずしも楽でありませんで、各事
務所の方からそれに対して、これだけ
の仕事をふやすならば、これだけの人
をふやしてくれといふたような意味の
要求がいろいろあるわけでありまして
二十五年度におきましては、漁獲高の
関係の調査等に約二百三十名ほどの増
員を認められておりますが、その程度
でございまして。

○磯部委員 今度の改正法案の要点の
一つとして、第一に、試験研究機関の
統合整備といふことがあげられてお
りますが、きわめて簡単によろしうご
ざいますから、その要点をもう一度お
伺いしたい。

○磯部政府委員 お答えいたします。
簡単に申し上げます。この整備統合の
要点は、第一は、日本の試験研究機関
が非常に数多く、財政が十分であ
りませんために、一つ／＼の試験場を
とつて見ますと、必ずしも十分の效果
を上げておられない。従つてこれを適当
に整備統合いたしまして、資金なり、
定員なりを重点的に配置いたしまし
て、試験研究の能率を上げようといふ
のが第一点であります。第二は、戦後の
新しい経済状態を見ますと、試験
研究の分野におきまして、新たに研
究をいたさなければならぬ分野がいろ
いろ出て参つております。たとえば畑

作の研究をもつと推進する問題その他
出て参つておりますので、こういう要
請に沿ひたいというのが第二点でござ
います。それから第三点は、今までの
試験研究の組織は、農事試験場、畜産
試験場、園芸試験場というようにそれ
ぞれ孤立して行つておりますが、現在
の農業の情勢を見ますと、農業の
改善に役立つといふ必要から、そうい
ういろ／＼な試験研究機関の協力とい
うことが必要になつて参りまして、そ
の辺の総合的な試験をもつと推進した
いというのが第三点であります。第四
点は、今までの試験研究機関は、やや
もすると今のお話のように農民の要望
から離れておりましたので、今度は試
験研究の結果が農家に伝わりますよう
に、普及事業ともつと連絡をとつて、
能率のいい試験研究の結果を考えた
い。かようなことが要点の第四であ
ります。

○飯塚委員 御説明によつて大体わか
りました。その試験研究には、少し
こまかくなりますけれども、種苗の研
究とか、土質の研究とか、たとえば北
海道ならば寒冷地帯はどういうことを
する。特に東北ならば冷害等に対して
どういうことをするか。特に戦後の情
勢に従つていふ言葉がございました
が、もし具体的にそのうちの一つがあ
りましたならば、これも簡単によろし
うございましてから……。

○磯部政府委員 やります。試験研究
項目をあけますと非常に広汎になりま
すので、一々申し上げることはできま
せんが、今のお話のような点はみな重
視して考へておる点であります。たと
えば土壌の研究、あるいは冷害の研究、
あるいは北海道における特殊土壌に対

する研究、これをおの／＼の地域の実
情に即しまして、各地域の試験場で
できるだけ重点的にやつて行きたいとい
うのが今度の改正の一つの趣旨でありま
す。

○飯塚委員 それに対しては現在の国
の財政から考えればがままを言うこ
とはできないのでありますけれども、
試験研究、とにかく科学に対する経費
といふものは、大体どんな程度になつ
てゐるか、その点をひとつ……。

○磯部政府委員 農業に関する試験研
究と申しましては広汎であります。農
政良局で所管しておりますのは、農
事、畜産、園芸、開拓作業、そういう
方面であります。これを全体合せま
して、大ざつぱに申しまして約六億
らいてあります。

○飯塚委員 これは戦前と戦後につ
てふえておるか、ふえておらないか、
そういうことをもちよつと、これは傾向
だけでよいのです。実際においてふ
えておつても、割合にして非常に少い場
合もありますから……。

○磯部政府委員 これは御承知のよう
にインフレーションの関係がありまし
て、戦前と戦後を比較することは困難
でありますけれども、実質的にはそう
ふえていないように考へております。
金額の絶対額はちろんふえておりま
す。

○飯塚委員 実際の土地改良とか、種
苗の改良とかいろいろ改良がござ
いますけれども、それに対しては将来わ
れわれもできるだけ科学的な研究に対
する経費に対しては関心を持たなければ
ならないと思つておりますから、当局
におきまして、そういう御意向を強
く示して、将来の試験、研究に対する

経費をできるだけ多くつていただきたい。従つて自然の力を科学の力によつてくつがえすこともむづかしいことではないと思ひます。これは当局においても御承知のことと思ひます。しかしこれは必ずしも當つておるかどうかわかりませんが、ソビエトにおける一連の研究なんか、あの研究の結果非常に寒冷地帯に對して、作物をつくることができるというふうなことも、私は日本におきましても、北海道であるとか、特に東北の寒冷地帯に對して、その指導のよろしきを得たならば、四年に一ぺんずつ来るああいふ悲惨な農業状態といふものをかなり防ぐことができるだらう。この点を特に注意せられんことを希望いたします、質問を終ります。

○鈴木委員 他に質疑はありませんか。御質疑があればこれより討論に入りたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○鈴木委員 御異議がなければ討論に入ります。討論はいかがいたしますようか。

〔討論省略と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員 それでは討論を省略いたします、これよりただちに採決いたします。

本家に賛成の方の御起立を願ひます。

〔議員起立〕

○鈴木委員 起立総員、よつて本案は原案の通り可決いたしました。先ほど共産党の木村榮君より、本案に對し反對の意思表示がありました。ここに御報告いたしておきます。

○鈴木委員 次に建設省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、建設委員会よりお手元に配付いたしてありますようお修正意見の申入れがありました。これはいかがいたしましてようか、お諮りいたします。

建設委員会よりの修正意見は、本委員会におきましては一応聞きおく程度といたし、その運用においては建設委員会の意見を十分反映するよう政府に要望いたしたいと存じますが、御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○鈴木委員 御異議がなければさようとはからいます。

なおこれより討論に入りますが、討論はいかがいたしましてようか。

〔省略と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員 では討論を省略いたし、ただちに採決いたします。政府の原案に賛成の方の御起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○鈴木委員 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたします。

なお共産党の木村榮君よりは、本案に反對の意思表示がありました。この旨御報告いたします。

○鈴木委員 次に、水産庁設置法の一部を改正する法律案及び海上保安庁法の一部を改正する法律案並びに経済調査庁法の一部を改正する法律案、この三案を一括議題として質疑に入ります。

別に質疑はありませんか。

○首藤委員 私は海上保安庁法の一部を改正する法律案について、質疑をい

たしたいと存じます。

今度提案されましたこの法案によりますと、従来神戸にありました保安庁を、大阪に移すということになつておるのであります。しかしながらその理由を承りますと、まことに薄弱でありまして、何ら首肯し得ないのみならず、本来海上保安庁の目的であるところの本質的業務の関係を考へてみました場合は、いわゆる港灣の、天然の良港であることは言うまでもありませんが、海運に關するところの設備が、御承知の通りほとんど神戸に完備いたしておるのであります。特に海洋氣象台のごときも、またこれ神戸に設置されておる。あるいはまた水路の關係その他すべて海上の關係に對するところの機關は神戸に完備しておるのでございまして、まったく完備してない大阪に、何がゆゑに移す必要があるのか、聞きますと、他の行政官庁との連絡上大阪がいいのだといふことであります。これは少くとも従てあります。主たる業務は、法案にあるところの目的、これが主でなければならぬ。しかもその主たるところの目的を達成いたしますためには、だれが考へても、神戸にその設備が完備しておるといふことは、首肯できるところであると思ひます。従つてその主たる業務の目的を放棄して、従てある行政官庁だけの連絡のために大阪に移転するといふことは、国家的観点から考へても絶対に賛成いたしかねるものであります。のみならず、他官庁との行政上の連絡といふ点でも、神戸が大阪に比較して、どの点がさうに不自由であるか、これまたわれわれの最も不可解とするところであり

ます。さらにまたもし他の官庁との連絡上といふことが非常に重要なファクターでありますれば、横浜あるいは塩釜といふようなところに設置することとははなだ不可解でありまして、当局の説明はこゝういふ面においてはなだ矛盾が多いのであります。むしろ端的に言へば、支離滅裂であると考えられるのであります。私はあくまでもこれを神戸に修正することを希望してやまぬ次第であります。

○大久保政府委員 お答えいたします。神戸港がいろ／＼港灣といたしまして設備が完備いたしておりますことは、ただいま御意見の通りでございます。ただ今御修正いたしました趣旨は、先般申し述べておりますように、一種の指令機關でございまして、各方面との連絡といふような点を考慮をいたしました次第でございます。しかしただちに移転いたしまして、建物のあるいは通信設備等におきまして、その機能を果し得ませんので、当分の間は神戸に存置する、かような趣旨で立案をいたしました次第でございます。

○首藤委員 即時にやるわけではなく、結局大阪における建物その他ができてからというお話でございますけれども、先ほどから申し上げましたこと、海上保安庁の本質的業務の達成する上におきまして、大阪よりも神戸の方がはるかに有利だ、目的を達しやすといわれ／＼は考へるのであります。が、なおかつ当局は、大阪の方が便利だといふことを主張されるかどうか、この点をお聞きいたしておきます。

○大久保政府委員 神戸が海上の基地といたしまして優秀であるということには御同意でございます。この面にお

きまして、同方面の管区内におきまして、大阪湾から紀伊水道に至る一帯の海上保安庁の巡視船隊の海上指揮は、これを神戸に渡したいと考へております。神戸は大阪に次ぐ重要な拠点といふのでございまして。

○首藤委員 いろ／＼承りましたが、いづれも私の首肯しがたい理由のみだと思ひます。従つてあくまでも私はこのまま神戸に設置して置いてもらいたいといふことを要望いたします。さらに大阪にいたすために莫大な経費をあらためて必要とする。この国家経済困難の折柄、何を好んでさうな処置をとられるかという点にも、多大の疑問を持つものであります。これ以上質問しても満足な答弁は得られないと思ひますから、これで打ち切りますが、結局、大局から見て大阪に移転する必要はないといふことをこの際はつきり申し上げておきます。

○小川原委員 経済調査庁が特別調査の総理の監査を行うといふことですが、それは非常にいいことですが、どういふ構想のもとで行うのですか、その構想をお話願ひたいと思ひます。

○奥村政府委員 ただいまのお尋ねにお答えいたします。その前に、たいへん恐縮でございますが、今回改正いたします要点をよくつかいつまんでお聞きと願ひました方が適當かと存じますので、簡単に申し上げます。

実は今回の法律改正は、従来調査庁が経済統制の履行確保といふことを任務の重点にいたしまして、今日までやつて参りましたのを、窓口を少し広げまして、経済統制の範圍に限らず、重要な経済關係法令の履行に任ずるといふことに改めたのでございまして。

従いまして重要な経済法令の施行に任じます行政機関は、建前の上からすべて調査庁のいわゆる監査の対象にするわけでありませう。すなわち今回の改正法律案の第一條の三号に、「経済法令の運営に関する行政機関云々」ということをうたつておりますがそれでありませう。ところで特別調査庁につきましても、事務の運営の中心をなします経済法令というものがございませう。御承知のように特別調査庁は、いわゆる関係方面の要請によりまして物を調弄いたし、またその必要になりましてものを処理するといふ、いわば物の売り買いを中心とした官庁でございます。従つて他の官庁のごとき、その中心をなします経済法令というものが見当たらないのであります。そういう関係で、特別調査庁を監査の対象にいたします場合に、いろいろこれが表現について関係方面とも折衝いたしましたのでありますが、結局これは一條の三号のような例によることは困難である。そこで一條の二として、御審議を願つておきますと、公団及び特別調査庁と特掲するよりほかはないといふことに結論が相なりまして、このような法案を御審議願ひました次第でございます。なお、それではどういふ言葉を使つたらいいかといふことをいろいろ研究いたしましたのでございますが、特別調査庁の運営といふことだけでは、よく意味が出て参りませう。あるいは経理の監査といふようなことにはいたしません、いわゆる会社と違ひますので、それも適当でないといふようなことで、一條の三号に書いております法律の運営の監査といふ場合にねらつております内容と同じようなものを、法律的に適當な表現をしたらどうだろうかといふようなことに相なりまして、業務の調査及び経理の監査という表現によつた次第でございます。この趣旨は、業務の調査と申しますのは、要するに実態を調べて、その内容を把握するといふ意味でございます。なお経理の監査と申しますのは、特別調査庁はたゞいま御説明申し上げましたように、要するに物を売つたり買つたりする機関でございますので、その事務の中心をなしますものは、資金の出入りでございます。その点をつかまえて、経理といふものを対象にした監査、こういう表現にした次第でございます。

○小川原委員　そうしますと、平たい言葉で言いますと、会計検査をするといふ意味にとつてさしつかえないのであります。監査といふ言葉によりまして、厳密な、司法権でもあるような意味にとつた方がいいのでしようか。そこをはつきりしていただきたいと思ひます。

○奥村政府委員　会計検査院等のいわゆる検査と、私どものここに使用いたしております監査といふものは大分意味が違ふのであります。私どもの方の監査といふことでねらつておりますのは、その実情をよく調べて、そこに間違ひがあるならば、それを相手方に通告をして、かく／＼の誤りがあるからこれを直していただきたいといふことを申し入れて、その実をあげて行くといふ一連の作用を監査といふ言葉で表わしておるつもりであります。従つて会計検査院におけること、決算の確定をするとか、あるいは国会に対して報告なり、決算書の作成

といつたようなことにつながる事務はないのであります。私どもの見ましたところを相手方と協議をいたしまして、かく／＼の点を直して行くといふことを監査といふ言葉で規定しておる次第であります。

○田中(不)委員　ただいまの御質問に關連しまして、もう一つ伺ひたいのであります。これは経済安定委員会でも、ただいまの特別調査庁その他の監査といふことが問題になりましたが、おそくこの点では相當に重複する部分が出て来やしないかといふ心配を案を拜見して持つております。これは御承知の通り、各官庁ともに今の会計検査院だけの検査でも相當の時間といたしまして、あるいは手数といふものが、いろいろの心配をいたすのであります。そこで奥村政府委員の方でも少し会計検査院と、それから経済調査庁の監査とのわけ方を、具体的に上手におわけになることができないか。会計検査院の方は、はつきり申し上げるわけには行かないのであります。正不正といふことが大体主眼で、不当といふことが従といつては少し語弊があるかも知れませんが、従来はそういうふうな考えられておつた。今度の経済調査庁の監査は、それと逆にして、不当といふことが、政策その他の施策の面から見ての不当を主に、正不正といふ面——ごく厳密なる会計監査の方は検査院にまかしておられるといふふうな趣旨のようにでも区分されると、あるいは今御質問のあつたような疑念が解消するのではないか。これでも漠然としたしておりますが、そういうふうな氣もいたします。過般來はかの委員会御説明を願つたときから、私もまたその点非常に重複して、各官庁が困るのではないかといふふうなことも考へておりましたので、あらためて御質問をいたす次第であります。

○奥村政府委員　ただいまはたいへん御理解のある御質問をいただきました。御質問がたく存する次第であります。私も今後いづれにわたる監査をやつて参ります場合に、お示しのように会計検査院との事務の重複はできるだけ避けまして、重複することのないように努力しなければならぬと考えております。それらの点は立案の当初からいろいろ実は心配いたしました。会計検査院の事務当局とも相談を重ねて参つたような次第であります。文字で書きましても、あまり長たらく書けないようなことがありまして、こういうでき上りの始末になつたのであります。大体の心持はただいまお話のように、不当と申しますか、このごろの少しきざな言葉でございますが、経済性の追究といったことを私どもの仕事の建前として参りたいといふことで進んでおります。またかりに正確な会計検査院と業務の分野が分割できるような言葉が見つかつても、それをまたあまり峻別いたしておりますと、経済性の追究をいたします過程において、これはどうも見のがしたいところがある場合には、官吏または官庁としてそれに手を加えて参らなければならぬといふことがございまして、結局こういうことになつたのであります。運用の方針につきましては、ただいまのお心持とまったく同じでございます。そういう心持で紛争を来さないようにやつて参りたいと思つております。

○鈴木委員　他に質疑はありませんか——御質疑がなければ、この際経済調査庁法の一部を改正する法律案に対する建設委員会の申入れ事項についてお諮りいたします。建設委員会の申入れ事項は種々御意見もございまして、本委員におきましては、一応聞きおく程度にいたしたいと存じますが御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○鈴木委員　御異議なければさようとりはからいます。

この際お諮りいたします。本日採決いたしました議案に関する委員会報告書の作成に關しましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○鈴木委員　御異議なければさようとりはからいます。

本日はこの程度にいたし、明日午後一時より大蔵委員会と通合審査会を開会いたします。これにて散会いたします。

午後二時四十四分散会

昭和二十五年五月二十日印刷

昭和二十五年五月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所